

尾張旭市監査公表第 2 2 号

平成 3 0 年 5 月 3 0 日付け尾張旭市監査公表第 1 4 号をもって公表した財政援助団体監査の結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により次のとおり公表します。

平成 3 0 年 7 月 2 日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

尾張旭市商工会（市民生活部産業課）

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>注意すべきもの</p> <p>1 平成 28 年度尾張旭市商工団体事業費補助金（以下「商工団体事業費補助金」という。）事業において、補助事業実績報告書に添付する事業報告書が要綱とは異なる様式を使用している。</p> <p>商工団体事業費補助金交付要綱第 10 条において定められた事業報告書の様式を使用するよう指導されたい。</p> <p>2 商工団体事業費補助金事業において、補助事業実績報告書に添付する収支決算書の説明内容と補助金対象事業支出内訳書の積算根拠や金額が一致しない部分が散見される。</p> <p>收受した書類については内容を十分審査し、誤りが認められる場合は、修正の上、再提出をするよう指導されたい。</p> <p>3 尾張旭市商工団体事業費補助金交付要綱及び尾張旭市商業団体等事業費補助金交付要綱において定められている収支決算書の様式の項目が、「予算額」及び「予算額の積算根拠」となっている。</p> <p>尾張旭市補助金等交付基準における収支決算書の標準例によると、「決算額」及び「決算額の明細」が正しい。</p>	<p>1 平成 29 年度における事業報告書は、商工団体事業費補助金交付要綱第 10 条に定められた様式を使用しました。</p> <p>2 補助金交付に関する書類を收受する際には十分審査し、内容に誤りが認められる場合は、修正の上、再提出を求めることとします。</p> <p>3 尾張旭市商工団体事業費補助金交付要綱及び尾張旭市商業団体等事業費補助金交付要綱で定める様式については、尾張旭市補助金等交付基準における標準例を踏まえ、所要の改正を行いました。</p>